③　受注者側技術者の増員について　専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は東海農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去２年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ア　工事成績70点未満の評定を通知された者。

イ　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づく修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者。

エ　自ら起因して工期を大幅に遅延させた者。

⑵　低入札価格調査対象工事に係る追加対策の試行について　開札の結果、低入札価格調査の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る追加対策の試行について」（平成18年７月24日付け18海整第410号東海農政局整備部長名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る対策を試行する。

①　「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」で示す次のアからウの段階において、監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ下記６の⑵の②及び③に示す措置を講じる。

ア　施工確認段階

イ　施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

ウ　下請契約状況調査における下請支払の実態把握段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

なお、監督職員が文書により指示した事項について疑義がある場合、現場代理人はその内容について書面により説明を求めることができるものとし、監督職員はこれに応じなければならない。

②　上記６の⑵の①に示す文書指示を受けた場合、以降の１年間において東海農政局管内の別の新規工事における応募時の評価点等を減点する。

ア　総合評価落札方式の場合

当該企業の総合評価方式による加算点を50％減ずる。

イ　公募型指名競争入札の場合

当該企業の工事成績に係る評定点を３点減ずる。

③　当該対象工事の工事成績が65点未満の場合は、評定通知日から１年間、上記６の⑵の②と同様の措置を講じる。

７　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行名古屋支店）又は金融機関の保証（取扱官庁　東海農政局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

⑶　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行名古屋支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　東海農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　低入札価格調査を受けた者との契約にかかる契約保証金の金額は、請負代金額の10分の３以上とし、前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とする。

⑹　配置予定監理技術者等の確認について　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

⑺　営業所の専任技術者と工事の配置予定技術者の重複確認について　落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

⑻　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。入札参加者が提出期限までに追加資料を提出しない場合、ヒアリングに応じないなど調査に協力しない場合及び追加資料の記載内容が適切でない場合（未記載、未定を含む。）は、入札を無効とする。

⑼　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記５の⑶により申請書及び資料等を提出することができる。

ただし、競争に参加するためには開札の時点において当該資格の確認を受け、かつ競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⑽　電子入札について

①　電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとする。

ただし、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更できるものとする。

②　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③　電子入札システムに係わる運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」（東海農政局ホームページ；http://www.maff.go.jp/tokai/supply/nnzigyo/index.html）によるものとする。

⑾　その他　詳細については入札説明書による。

８　Summary (No. 1)

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Fumito Mizuma, Director General of Tokai Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Water Management System under the Shin-No-bi agricultural land disaster prevention project phase Ⅱ

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M., 11 May, 2015

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M., 15 June, 2015 (tenders bring with 10 : 00 A.M., 16 June, 2015 or submitted by mail : 5 : 00 P.M., 15 June, 2015)

⑹　Contact point for tender documentation : Noriyuki Hirata, Accounting Section, Design Division, Rural Infrastructure Department, Tokai Regional Agricultural Administration Office, 1―2―2 Sannomaru Naka-ku Nagoya city Aichi prefecture 460―8516 Japan. TEL 052―201―7271 ex. 2614

○第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　矢作川総合第二期農地防災事業明治用水頭首工ゲート耐震化対策建設工事

⑶　工事場所　愛知県豊田市水源町及び室町地内

⑷　工事内容　本工事は、国営矢作川総合第二期農地防災事業計画に基づき、明治用水頭首工洪水吐ゲート、土砂吐ゲート及び水位調節ゲートの改修を行うものである。

①　ゲート設備（撤去、製作、据付）

ア　洪水吐ゲート　W16,500×H2,800　７門

イ　土砂吐ゲート　W5,000×H5,300　２門

ウ　水位調節ゲート　W5,000×H5,300　２門

②　電気設備

機側操作盤等の撤去、製作、据付　１式

③　付帯設備

電気配線及び配管の撤去・据付　１式